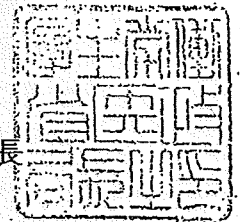




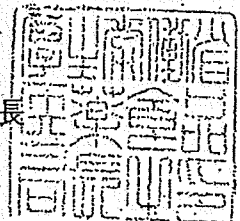
医政発 0917 第 2 号
薬食発 0917 第 5 号
老発 0917 第 1 号
平成 22 年 9 月 17 日

各都道府県知事 殿

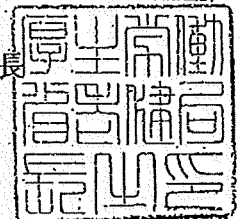
厚生労働省医政局長



厚生労働省医薬食品局長



厚生労働省老健局長



医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのための
ガイドラインの一部改正について（通知）

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いを支援するために、
「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライ
ン」（平成 16 年 12 月 24 日医政発第 1224001 号・薬食発第 1224002 号・老発第
1224002 号厚生労働省医政局長・医薬食品局長・老健局長通知別添。以下「ガイ
ドライン」という。）を作成し、その周知を図っているところです。

今般、医療関係事業者における個人情報の取扱いについて不適切な事例が見
受けられること等から、ガイドラインの一部を下記のとおり改正しましたので、
貴職におかれましては、貴管内の関係機関・関係団体等に対する周知・指導等
よろしくお取り計らい願います。

1 ガイドラインの一部改正について

ガイドラインについて、別添1の新旧対照表のとおり一部改正を行い、別添2のとおりとすること。

2 改正の概要

- (1) 保有個人データの開示等の求めについて、患者・利用者等の自由な求めを阻害しないため、医療・介護関係事業者において、開示等の求めに係る書面に理由欄を設けることなどにより開示等を求める理由の記載を要求すること、及び開示等を求める理由を尋ねることは不適切であることを明示すること。
- (2) その他所要の改正を行うこと。